

前金払および中間前金払の支払限度額撤廃について

本市が発注する建設工事では、受注者の資金調達の円滑化を図り、建設工事の適正な施工を確保することを目的に、前金払および中間前金払制度を導入しています。平成30年度より次のとおり制度改正することからお知らせします。

1. 改正内容

○前金払の限度額撤廃について

【改正前】

建設工事の請負代金額の4割以内
支払限度額 5億円

【改正後】

建設工事の請負代金額の4割以内
支払限度額 なし

○中間前金払の限度額撤廃について

【改正前】

建設工事の請負代金額の2割以内
支払限度額 5億円（上記前払金と合算）

【改正後】

建設工事の請負代金額の2割以内
支払限度額 なし

2. 適用時期

平成30年4月1日以降に入札公告、指名通知等を行う建設工事から適用

問合せ先

野洲市総務部総務課契約管財担当

電 話 077-587-6038

F A X 077-587-4033

Email soumu@city.yasu.lg.jp